

「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」 に関する取組みについて

意見表明に関する取組み

令和4年7月23日に子ども・若者ワークショップを開催。今後の取組みについて意見を収集した。

- ワークショップで出された意見
 - ・ 意見が**気軽に**出せる場(意見箱、スマホの活用)
 - ・ 少人数の座談会、ワークショップ(**気軽に**集える)
 - ・ インタビュー形式(駅前などで行うのもの)
 - ・ 居場所を設置し、相談員を配置する



令和5年度に向け、子ども・若者がWeb上で意見表明ができる仕組みを検討中



もっと〇〇な街に
してほしい！

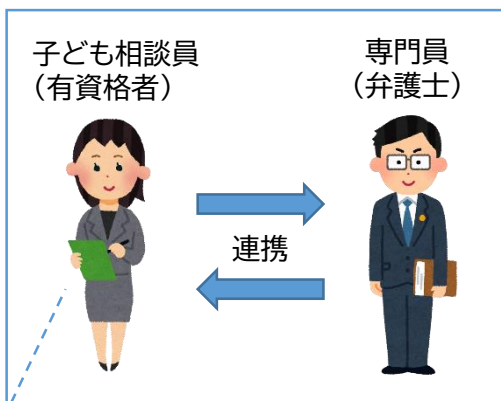


- 目的
子ども・若者が自ら意見表明する経験・体験を積み重ねることで、その権利を学び、将来的にまちづくりや市政に関心・参加する意欲を高める。

子どもの権利擁護の取組み

子どもの権利擁護に関する相談窓口の新設を検討中。

イメージ図



子どもからの相談を受け、助言を行う。事案によって、専門員や関係機関と連携し、事案を解決する



相談

- ※ 相談室(個室)が確保できる場所を確保し実施
- ※ 周知・啓発活動を並行して実施

副読本を通じた条例の周知

多摩市立小学校6年生→副読本を制作、授業で活用
多摩市立中学校→副読本「のびゆく多摩市」に条文掲載

スケジュール

小学校

令和4年8月
多摩市小学校教育研究会(社会部)にて、副読本活用について説明

令和4年10月～11月
多摩大学にて副読本素案制作

令和4年12月～令和5年2月
多摩市立小学校教諭と意見交換、内容の確定

令和5年4月～5月
副読本データ制作(業務委託)

令和5年6月以降
随時副読本を活用した授業の実施

中学校

令和4年6月
多摩市中学校教育研究協議会(社会科部)にて、副読本活用について説明

令和5年4月
副読本「のびゆく多摩市」のデジタル化に伴い条文の掲載

令和5年4月以降
随時、公民の授業等で条例について説明